

請 負 契 約 書 (案)

- 1 件 名 令和8年度東北森林管理局法律顧問業務
- 2 仕 様 別紙のとおり
- 3 契 約 金 額 金 ー円
(うち消費税及び地方消費税の額 ー円)
- 4 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 5 契 約 保 証 金 免 除
- 6 特 約 事 項 別紙、暴力団排除に関する特約条項のとおり

上記件名（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官 東北森林管理局長 箕輪富男（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の各契約条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 秋田県秋田市中通五丁目9番16号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男

乙 〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇

契 約 条 項

第1条 乙は、仕様書に基づき、頭書に定める履行期間において、誠実に業務を実施するものとする。

2 前項の仕様書に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

第2条 甲は、この契約に基づく業務の履行に関し必要があると認められるときは、甲の命じた監督のための職員に、乙に対して必要な指示をさせることができるものとする。

第3条 乙は、業務を正常に履行できない場合は、あらかじめ甲に対し遅滞の理由及び履行の見込日時を明らかにした書面を提出し、期限延長の承認を受けなければならない。

第4条 甲は、乙が正常に業務を履行できない場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し延滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅滞が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める延滞金は、履行期限の翌日から履行完了の日までの遅滞日数1日につき契約金額の年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 第1項に定める延滞金の請求は、甲が第12条に定めるこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第5条 乙は、業務を完了したときは、別添様式「完了通知書」により甲に対しその旨を通知し、甲が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。検査は、乙の求めにより四半期ごとに行うことができるものとする。

第6条 検査職員は、前条の定めにより乙から通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による検査の結果、不合格の部分については、検査職員の指示に基づき、手直しをし、再度検査を受け、業務を完了するものとする。

3 検査のために要する経費は、全て乙の負担とする。

第7条 乙は、第5条に定める検査に合格したときは、所定の手続により書面をもって甲に代金支払の請求をするものとする。

第8条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

第9条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対し遅延利息を請求することができる。

2 前項に定める遅延利息は、遅延日数1日につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

第10条 甲は、甲の必要によりこの契約の全部又は一部について解除することができるものとする。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

第11条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除することができるものとする。この場合において、乙が損害を被ることがあっても甲はその責を負わないものとする。

(1) 天災その他乙の責に帰することができない理由により、乙が契約の解除を申し出た

とき

- (2) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると認められるとき、若しくは正当な理由がなく義務を履行せず又は履行する見込がないと認められるとき
- (3) 乙又は乙の使用人に不正の行為があったとき
- (4) 乙又は乙の使用人が第5条に定める検査職員の検査を妨げたとき
- (5) 乙が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められるとき
- (6) 乙が解約を申し出たとき

第12条 甲は、前条第1号に定める理由によりこの契約を解除する場合は、乙に対し違約金を請求しないものとする。

2 甲は、前条第2号から第6号までに掲げる理由によりこの契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を乙に対し請求することができる。

第13条 この契約によって、甲が乙から取得すべき延滞金及び違約金がある場合は、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるものとする。

第14条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第15条 乙は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事実をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約に基づく業務の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写又は貸出してはならない。

- 第 16 条 乙は、この契約の履行にあたり甲から貸出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従って措置をするものとする。
- 第 17 条 乙は、予期することができない経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められる場合には、甲にその理由を書面をもって提出するものとする。
- 2 前項の場合、甲は乙の理由をやむを得ないと認めたときは、乙と協議して変更することができる。
- 第 18 条 乙が、この契約に基づく業務の履行に当たって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙の負担により賠償するものとする。
- 第 19 条 この契約に関して第三者と著作権について紛争が生じた場合は、全て乙の責任において処理するものとする。
- 第 20 条 乙が頭書の業務により取得した著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、甲に承継するものとする。
- 第 21 条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の 50 パーセント以下であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。
- 第 22 条 この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

請負契約再請負承認申請書

年 月 日

殿

(請負者)
住 所
氏 名

令和 年 月 日付けで締結した、令和8年度東北森林管理局法律顧問業務契約について、下記のとおり再請負したいので、契約書第21条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 再請負の必要性については、詳細に記載すること。
- 2 申請時に再請負先及び再請負の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。
なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 3 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額(限度額を含む。)を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 4 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

完了通知書
(令和8年度第〇四半期)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 殿

住 所

弁護士

業 務 名

令和8年度東北森林管理局法律顧問業務（第〇四半期）

令和 年 月 日付けで契約締結した上記業務のうち第〇四半期業務は、別紙のとおり令和 年 月 日で完了したので契約書第5条の規定に基づき通知します。

記

- 履行期間 (契約締結日から令和9年3月31日までのうち)
着手 令和 年 月 日から
完了 令和 年 月 日まで
- 契約金額 (金 円のうち)
金 円

令和8年度 東北森林管理局法律顧問業務対応記録

No.	相談・回答年月日	回答方法 (面談、メール、 電話等)	相談内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			